

こおりやま園芸カレッジ事業実施要綱

平成27年 3月27日制定
〔農林部園芸畜産振興課〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業従事者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地の増加等、農業従事者不足が原因となっている問題を解決し、もって農業の健全な発展に資するため、自営就農又は雇用就農する意欲がある者に対して野菜及び花きの栽培技術等の研修を行うこおりやま園芸カレッジ（以下「カレッジ」という。）事業について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 カレッジにおいては、次に掲げる研修を行う。

- (1) 野菜の栽培技術等
- (2) 花きの栽培技術等
- (3) 前2号に掲げるもののほか就農に関し必要な技術、知識等

(研修期間)

第3条 カレッジの研修期間は1年間とし、その研修時間は年間概ね1,200時間以上とする。

(研修場所)

第4条 研修は、主として郡山市園芸振興センターで行うものとする。

(定員)

第5条 各年度におけるカレッジ事業の定員は、3名程度とする。

(研修申込み)

第6条 カレッジの研修を受けることを希望する者は、市長が別に定めるこおりやま園芸カレッジ研修生募集要項に定めるところにより、研修の受講を申し込むものとする。

(研修生の決定)

第7条 カレッジの研修を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者で、市長が別に定める選定基準に基づき決定した者（以下「研修生」という。）とする。

- (1) 研修終了後、こおりやま広域連携中枢都市圏で自営就農し、又は雇用就農する意欲がある者
- (2) 研修開始日の属する年の4月1日における年齢が18歳以上60歳以下の者

(誓約書)

第8条 研修生は、研修開始日までに誓約書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(受講料等)

第9条 研修の受講料は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研修に必要な教材費等の実費は、研修生が負担しなければならない。
- 3 研修に必要な被服類については、研修生が用意するものとする。
- 4 通学に係る交通費については、研修生が負担するものとする。

(傷害保険への加入)

第10条 研修生は、研修中の不慮の事故等に対応するため、傷害保険に加入するものとする。

2 前項の傷害保険の加入に要する経費は、研修生が負担するものとする。

(修了証書の交付)

第11条 カレッジの研修期間が終了する際、市長は、当該研修期間における研修生の実績が、次のいずれも満たしていると認めたときは、当該研修生に修了証書(第2号様式)を交付する。

(1) 研修への出席率が8割以上であること。

(2) 研修態度が良好であること。

(再研修)

第12条 第3条の規定にかかわらず、1年間のカレッジの研修を修了後、2年目の研修を希望する者は、再研修を申込むことができる。

(研修の中止)

第13条 市長は、研修生が次の各号のいずれかに該当したときは、研修生の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により研修生の決定を受けたとき。

(2) 非行その他の不適当な行為があったとき。

(3) 研修を怠る等本人の責めに帰すべき事由により、研修事業の継続又は目的の達成が困難となったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか事業の目的が達成されないと市長が認めるとき。

(庶務)

第14条 カレッジの庶務は、農林部園芸畜産振興課園芸振興センターにおいて処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、カレッジ事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後のこおりやま園芸カレッジ事業実施要綱第7条に規定する者は、この要綱の施行前においても、カレッジの研修に必要な手続きを行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

郡山市長

住所 〒

氏名

（生年月日 年 月 日 歳）

誓 約 書

私は、園芸振興センターの指示事項を守り、こおりやま広域連携中枢都市圏で就農するため、研修に励むことを誓約します。

備考 氏名は、自署又は記名押印してください。

第2号様式（第11条関係）

修了証書

第 号

様

あなたは 年度こおりやま園芸カレッジの課程を修了したことを証します

年 月 日

郡山市長

